

令和 6 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 8 月 5 日

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線 3 3 1 6〕

① 件 名				
字の区域を変更することについて				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）				
【背景】 宮城北部森林管理署が管理する国有林野（土地）において、県道用地として売却の計画があり、該当する土地はどこの字にも属しない地区のため、不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）第 3 6 条の規定に基づく不動産登記（土地表示登記）ができない状況となっている。 このため宮城北部森林管理署から同地区の土地について、字の区域を変更するよう依頼があった。 【目的】 公有地の適正な管理及び国の事務事業の円滑な推進に資するため、対象となる土地について字の区域を変更するもの。				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性				
【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）				
令和 6 年 6 月 宮城北部森林管理署から字の区域を変更することについて依頼				
⑤ 主な内容				
区域を変更する字名	国有林野所在	用途	面積	今後の予定
小積浜字田ノ入山	小積浜字田ノ入山 1 3 番 2 地先のうちの一部	道路	9 6 3 . 9 6 m ²	令和 7 年 3 月頃 売却予定
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
【影響・効果】 公有地の適正な管理及び国の事務事業の円滑な推進が図られる。 【市財政への負担】 なし				
⑦ 他の自治体の政策との比較検討				
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日				
令和 6 年 9 月 市議会第 3 回定例会に字の区域を変更することについて提案 市議会議決後、変更する区域として告示				
⑨ その他				